

職場における健康情報保護に関する調査研究

主任研究者 新潟産業保健推進センター所長 松原 統

共同研究者 同 産業保健相談員 中平 浩人

1 はじめに

これからの産業衛生における課題の一つに、個人情報、特に健康情報の取り扱いがある。近年産業衛生を取り巻く状況が変化し、以前に増して健康情報の活用が求められており、一層重要性が増している。

労働者の高齢化に伴い、生活習慣病が産業職場に増加し、作業関連疾患に関連する健診項目の有所見率が上昇し、過重労働による心臓・脳血管疾患の発症が社会問題化している。さらに産業構造が変化するにつれメンタルストレスの影響が懸念され、心の健康を守るという課題が大きな意義を持つようになって来た。これらの課題の重要な対策は、一次予防としての健康保持増進対策及び二次予防としての健診とその事後措置の徹底である。そのためには健康情報の有効活用が必要となる。特に、事業者の健康管理義務は強化され、法定健康診断情報の事業者による活用は義務とされている。また、事業者には安全配慮義務も発生し、自主的な予防活動を継続的に行うことが求められ、その際各種の健康情報の活用が必要になる。その健康情報には、安衛法に規定される情報以外の健康情報も含まれ、特にメンタルヘルスケアを進めるにあたっては、個人情報の扱いに留意することが重要である。

従来は、医療保健職個人に課せられた刑法等による守秘義務が、健康情報を保護する法体系であった。しかし、法定健康診断の一部に守秘義務が課せられるのみであった。平成 17 年 4 月から新たに「個人情報保護法」が全面施行され、新しいプライバシーの概念のもと、事業者に対し、労働者の健康情報を取り扱う際を守るべき幅広い義務が課せられるようになった。さらに、これを契機に、事業者と労働者と産業保健職との

関係が改めて問い直されることになると考えられる。事業者には今後、労働者の健康状態を把握する義務と個人のプライバシー保護とをバランスよく両立させるため、産業保健職の役割を明確にした、健康情報の適切な自己管理・運用システムの構築が求められている。

従って、本調査研究は、事業場における健康情報管理の現状とそれに対する「個人情報保護法」施行の影響について調査することを目的とした。

2 方法

新潟県新潟・新発田労働基準協会に登録している全事業場から、9 人未満 10~29 人 30~49 人 50~99 人 100~199 人 200~299 人 300 人以上の規模別(労働者健康状況調査)にそれぞれ 50 事業場を無作為抽出した。計 350 事業場に健康情報の取り扱いおよび保護に関する「調査票」を送付し、280 事業場より回答を得た(回収率 80.0%)。従業員数が明記されていない 8 事業場を除く 272 事業場(有効回答率 97.1%)について分析した。「調査票」の質問事項は、職種・従業員数、産業保健専門職、健康情報の種類、個人情報法に関する知識・関心、健康情報管理体制の変更、個人情報保護法施行の評価、実際の個人情報に関わる問題・トラブル等とした。

3 結果

対象事業場が回答した実際の従業員数により、改めて 29 人未満 30~49 人 50~99 人 100~199 人 200~299 人 300~499 人 500 人以上の規模別に区分した。その内訳を表 1 に示す。

次に、各事業場における産業保健専門職の勤務状況を、それぞれ表 2 及び表 3 に示す。健康情報の管理を担うべき専門職がない事業場が多いことが判明した。

表1. 事業場規模別の事業場数

事業場規模	事業場数 (%)
29人未満	72 (25.7)
30～49人	40 (14.3)
50～99人	44 (15.7)
100～199人	38 (13.6)
200～299人	38 (13.6)
300～499人	33 (11.8)
500人以上	15 (5.4)
合計	280 (100.0)

表2. 事業場における産業医の勤務状況

事業場規模	常勤	非常勤	いない	合計
29人未満	0 (0.0)	1 (1.4)	69 (98.6)	70 (100.0)
30～49人	0 (0.0)	9 (24.3)	28 (75.7)	37 (100.0)
50～99人	3 (7.3)	29 (70.7)	9 (22.0)	41 (100.0)
100～199人	1 (2.6)	29 (76.3)	8 (21.1)	38 (100.0)
200～299人	4 (10.8)	29 (78.4)	4 (10.8)	37 (100.0)
300～499人	3 (9.7)	25 (80.6)	3 (9.7)	31 (100.0)
500人以上	1 (7.7)	12 (92.3)	0 (0.0)	13 (100.0)
合計	12 (4.5)	134 (50.2)	121 (45.3)	267 (100.0)

表3. 事業場における看護師・保健師の勤務状況

事業場規模	常勤	非常勤	いない	合計
29人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	70(100.0)	70 (100.0)
30～49人	1 (2.6)	0 (0.0)	37 (97.4)	38 (100.0)
50～99人	2 (4.7)	2 (4.7)	39 (90.7)	43 (100.0)
100～199人	2 (5.6)	1 (2.8)	33 (91.7)	36 (100.0)
200～299人	5 (15.2)	3 (9.1)	25 (75.8)	33 (100.0)
300～499人	6 (20.7)	2 (6.9)	21 (72.4)	29 (100.0)
500人以上	3 (27.3)	0 (0.0)	8 (72.7)	11 (100.0)
合計	19 (7.3)	8 (3.1)	233 (89.6)	260 (100.0)

個人情報保護法は、事業場規模にかかわらず、おおむね周知されていた(図1)。事業場規模が大きいほどよく周知されていた。また、「情報の自己コントロール」という新しいプライバシーの概念は事業場規模に関係なく54.1%の事業場で浸透していると答えた。

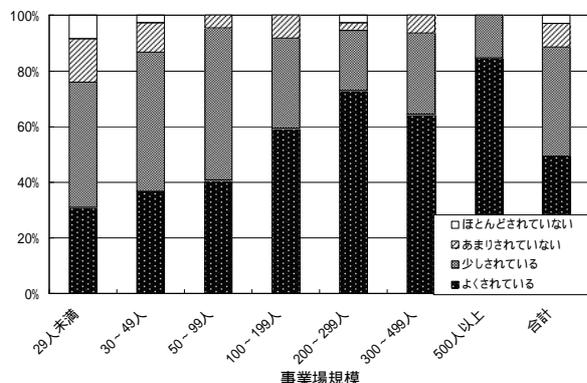


図1. 個人情報保護法の周知度

実際に事業場内の「健康情報」の管理及び活用を変更したのは46.6%であった。このうち、法施行前に変更

した割合は中規模事業場に高かった(図2)。法施行後の変更は、大規模事業場ほどその割合が高く、全体では事業場の規模が大きいほど変更していた($p<0.001$)。

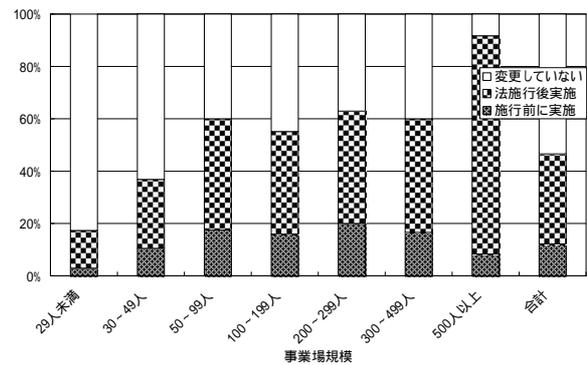


図2. 健康情報の管理及び活用法の変更

変更内容は、全面変更が2割、一部変更が6割、残りは現体制の明文化であった。

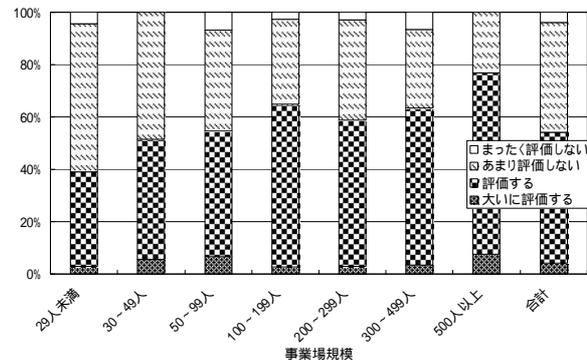


図3. 個人情報保護法に対する事業場の評価

個人情報保護法施行を評価した事業場の割合は、事業場の規模に関係なく、全体では54.2%であった(図3)。また、実際に健康情報の扱いに困っている事業場は全体の11.0%であった。

4. まとめ

本調査の結果、個人情報保護法に対する関心は事業場の規模を問わず高いことが判明した。一方、健康情報の管理及び活用体制は変更されてはいるものの、約半数の事業場に止まっており、当座の問題が少ないためと考えられた。そのため、個人情報保護法施行を評価する割合が低かったと考えられた。しかし、健康情報の活用、更にはプライバシー保護の機運が高まることは今後必至であり、事業場における柔軟性のある健康情報管理体制作り拡大への対策が必要である。